

令和5年度

東京湾中央航路情報管理等業務

特記仕様書

令和5年1月
国土交通省 関東地方整備局
東京湾口航路事務所

1. 業務概要

本業務は、開発保全航路の保全のため、東京湾中央航路及びその周辺海域における船舶の航行安全に支障する障害物等の有無の監視を行うとともに、航行船舶保安関連情報及び船舶動静システムを活用し、必要な情報を関係機関に提供する等を行う業務である。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 業務場所

神奈川県横須賀市新港町13番地

国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所

3. 履行期間

令和5年4月1日から、令和7年3月31日までとする。

4. 業務内容

| 業務名称 | 業務内容 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|--------------------|---------|----|----|----------------------|
| 東京湾中央航路情報 管理等業務 | 情報管理等業務 | 式 | 1 | 731日 昼夜間 協議・報告時除く |
| | 打合せ | 回 | 22 | |
| | 協議・報告 | 回 | 2 | |
| | 成果物 | 式 | 1 | |

5. 業務仕様

5-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議して実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を留意しなければならない。

- (1) 管理技術者及び航路監視員は、門扉・庁舎の施錠等に十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する業務内容を十分把握したうえで業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

- (4) 管理技術者及び航路監視員は、関係法規等を熟知したうえで、災害並びに緊急事態の発生時には迅速かつ的確に対応できるようにしなければならない。

5-3 業務の内容

東京湾中央航路情報管理等業務として、以下の業務を行うものとする。

- (1) 受注者は、東京湾中央航路及びその周辺海域（第二海堡を含む。以下「航路」という。）に影響のある行為及び障害物等異常の有無について、監視機器による定時点検及び随時の確認・監視を行うとともに、異常を発見した場合、速やかに情報整理及び調査職員への報告を行うものとする。報告事項は別紙-2「事故災害情報」のとおりとする。
- また、点検結果のとりまとめを行うものとする。
- (2) 受注者は、航路に災害等異常が発生した場合の迅速な復旧対応を行うための情報収集・とりまとめを行うとともに調査職員へ報告するものとする。
- (3) 受注者は、非常災害時や航路に航行不能船や油流出等異常が発生した場合及び、海上保安庁「海の安全情報」及び事故災害情報等航路に影響のある行為等の情報があった場合、調査職員及び調査職員の指示する関係者へ報告を行うものとする。
- また、報告実績についてとりまとめを行うものとする。
- (4) 受注者は、発注者指定の情報システム端末及び電子メール等において、調査職員の指示する方法により、入出港船舶に関する情報の受信・照合・確認・訂正、データの入出力、調査職員への報告及び調査職員の指示する関係者への情報送信等を行うものとする。
- また、情報提供及び処理件数についてとりまとめを行うものとする。
- (5) 受注者は、東京湾入出港船舶について監視機器による確認及び情報収集を行い、とりまとめを行うものとする。
- とりまとめる情報項目は別紙-2「船舶別検索情報・港別検索情報」のとおりとする。
- (6) 受注者は、AIS情報の誤表示や目的地不明、保安上の理由、その他問題等が認められる船舶を確認した場合は監視機器による確認及び情報収集を行い、結果を取りまとめるものとする。重要な問題が確認された場合は速やかに調査職員へ報告を行うものとする。
- (7) 受注者は、遠隔操作により監視機器の動作点検を行い、作動不良等があった場合、速やかに調査職員へ報告するものとする。また、点検結果のとりまとめを行うものとする。
- (8) 受注者は、発注者の実施する訓練（総合防災訓練、情報伝達訓練など）に参加するものとする。

5-4 実施体制

- (1) 管理技術者及び航路監視員は、業務の履行に当たり、次表のいずれかの資格等を有する者であり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。

| 区 分 | 資 格 等 |
|-------|---|
| 管理技術者 | 技術士（総合技術監理部門－建設、又は建設部門） APEC エンジニア（Industrial、Civil、Structural） 1 級土木施工管理技士、1 級土木施工管理技士補又は 2 級土木施工管理技士 土木学会土木技術者（特別上級、上級又は 1 級） RCCM（港湾及び空港部門）又は RCCM と同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）（※） 但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者 |
| 航路監視員 | 総合無線通信士（第一級又は第二級） 陸上無線技術士（第一級又は第二級） 陸上特殊無線技士（第一級又は第二級） 1 名以上は上記のほか、以下の資格のうちいずれかを合わせて有するものとする。 1 級土木施工管理技士、1 級土木施工管理技士補又は 2 級土木施工管理技士 RCCM（港湾及び空港部門）又は RCCM と同等の能力を有する者（※ 1） （技術士部門と同様の部門に限る。） 但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者 |

※ 1：「RCCM と同等の能力を有する者」とは、「RCCM 試験」に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者。

(2) 受注者は管理技術者及び航路監視員を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を発注者に提出するものとする。

(3) 業務体制

本業務における航路監視員の業務体制及び勤務時間は、下記のとおりとする。

但し、契約期間中に航路監視員の人数を変更する必要がある場合は変更契約を行うものとする。

| 名 称 | 人 員 | 勤 務 時 間 | 勤 務 期 間 | 摘 要 |
|-------|-----|-------------|--------------------|--------------------------|
| 航路監視員 | 1 人 | 8:30～17:30 | R5. 4. 1～R7. 3. 31 | 平日（昼間） |
| 航路監視員 | 1 人 | 10:00～19:00 | | 平日（昼間） |
| 航路監視員 | 1 人 | 17:00～ 9:30 | | 平日（夜間） |
| 航路監視員 | 1 人 | 8:30～17:30 | | 土・日曜日、祝祭日、 年未年始休暇（昼間） |
| 航路監視員 | 1 人 | 16:30～ 9:00 | | 土・日曜日、祝祭日、 年未年始休暇（夜間） |

5－5 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又

る。

- (4) 上記パーソナルコンピュータの利用時・使用後のセキュリティ対策として、本業務に使用するパソコンには調査職員と協議した内容のもの以外のソフトはインストールしないものとする。

また、本業務の終了時及びパソコンの入れ替え時には使用したパソコンの全ドライブを確実に初期化するものとする。

- (5) 本業務においては受注者が準備する名札及び統一された作業着を着用するものとする。

- (6) 受注者は必要な事務機器及び船舶別検索情報、港別検索情報、事故災害情報は自ら備えるものとし、業務計画書に詳細を記載するものとする。

(7) 技術提案

1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(8) 配置技術者の確認について

- 1) 受注者は、業務計画書（港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 業務計画書）の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

- 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

①事務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

②現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付

したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

(9) 技術指導者について

- 1) 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。

① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（1回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打合せの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。

② 特記仕様書に記載された、発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。

なお、その際、各書類に記名（署名または押印を含む）するものとする。

- 2) 技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

(10) 業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

なお、受発注者双方の協議により調整会議の開催を省略することも可能とする。

- (11) 協議・報告時及び打合せ時にかかる旅費については、横須賀中央駅から横浜駅間を想定して月1回の往復分を計上している。

(12) 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

(13) 情報管理体制

①受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同

意していない一切の情報をいう。以下同様。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保すること。

なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図(別紙3)」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について(別紙4)」を提出し、再度発注者の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

- ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

- ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。

②本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。

③業務履行完了後における本業務で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い(返却・削除等)については、発注者の指示に従うこと。

④本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、国土交通省が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

(14)本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

以 上

監視機器一覧表

| 監視機器名 | 設置場所 | 数量 |
|------------|-------------------------------------|-----|
| カメラ | 第二海堡（富津市富津字洲端） | 1 式 |
| | 鴨居監視所（横須賀市鴨居 2-358-8） | 1 式 |
| | 海ほたる（木更津市中島地先東京湾アクアライン 海ほたる P A） | 1 式 |
| レーダー・A I S | 第二海堡（富津市富津字洲端） | 1 式 |
| | 鴨居監視所（横須賀市鴨居 2-358-8） | 1 式 |

事故災害情報・船舶別検索情報・港別検索情報

| 情報名 | 対象地域 | 情報項目 | 提供間隔 |
|---------|---|---|------|
| 事故災害情報 | 東京湾 | 発生場所・日時 船名 国籍 総トン数 船種 詳細情報 | 随 時 |
| 船舶別検索情報 | 茨城港 鹿島港 千葉港 木更津港 東京港 横浜港 | ●船名 ●IMOナンバー ●コールサイン ●目的地 ●船種 ○トン数 | 随 時 |
| 港別検索情報 | 川崎港 横須賀港 | ○入港予定日 港名・バース 国籍 全長 入出港日時 仕出港/直前港 仕向港/直後港 | |

事故災害情報

- (1) 東京湾内における船舶の衝突、転覆、沈没、座礁等の事故について、入手した情報（発生場所、船種、船名、総トン数、その他被害状況等の詳細情報等）を常時利用。

船舶別検索情報及び港別検索情報

- (1) 5-3(5)において確認、情報収集を行った入出港船舶については、下記のとおり取りまとめるものとする。
- 1) 入港船舶については上表情報項目のうち●及び○の項目。
 - 2) 出航船舶については上表情報項目のうち●の項目。
- (2) 調査職員が船名・IMOナンバー・コールサイン等で指示した船舶、及び港名で指示した港湾について、以下の情報項目の情報を常時利用。
- 1) 船舶別検索情報
 - ・船舶の船名、国籍、船種、総トン数等船舶に関する情報項目
 - ・入出港の港湾名、入出港日時、出港後の行先等船舶の入出港に関する情報項目
 - 2) 港別検索情報
 - ・各港湾、バースごとに入港、着岸する船舶及び日時の情報